

「離乳食の作り方講座」運営業務委託
実施要領

(公募型プロポーザル)

令和8年1月
健康局保健所保健課

1 業務名称

「離乳食の作り方講座」運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市では、「神戸市食育推進計画（第4次）」を策定し、子どもから高齢者までライフステージに応じた食育の取組を推進している。本講座は、市内在住の5～6か月児を育てる保護者を対象に、離乳食づくりを具体的に学び、体験することを通じて、「家庭における食育の推進」及び「育児不安の軽減」を図ることを目的とし実施する。

本業務の運営にあたっては、食育推進に係る本市の関連施策への理解のみならず、育児に不安を持つ保護者に対し乳児期の食事を指導するノウハウを有し、住みたいまち・子育てしやすいまち神戸の実現にむけた事業運営も求めることから、運営委託事業者を企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

(2) 業務内容

市内在住の5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の作り方および進め方について、講話・調理実演・調理体験・メニュー展示・試食を行うとともに、離乳食に関する栄養相談（質疑応答）を行う。

（別添「離乳食の作り方講座運営業務」仕様書（以下「仕様書」）のとおり。）

ただし、今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき本市と協議を行ったうえで、必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託契約上限額

令和8年度 金3,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 金3,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 金3,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

合計 金9,780,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の契約上限額は、各会計年度における業務委託料の支払限度額について、本市議会の予算議決及び債務負担行為の議決を経て正式に決定する。なお、予算の都合その他必要があるときは、契約上限額を変更する可能性がある。

(5) 履行場所

別添、仕様書のとおり

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様

書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除とする。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格、許認可等

次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ③ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 本業務の遂行に当たり、連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有し、仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。
- ⑥ 本業務遂行にあたり、業務内容に対応できる人材が揃っていること。

5 スケジュール

| | |
|---------------|-------------------|
| 公募の開始 | 令和8年1月15日(木)から |
| 参加申請および質問受付期限 | 令和8年1月29日(木)正午 |
| 質問に対する回答 | 令和8年2月9日(月)(予定) |
| 企画提案書の提出期限 | 令和8年2月27日(金)正午 |
| 業者選定審査会の開催 | 令和8年3月3日(火)午前(予定) |
| 契約候補者の決定 | 令和8年3月10日(火)(予定) |
| 契約締結・事業開始 | 令和8年4月1日(水)(予定) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き・質問の受付

受付期間 令和8年1月15日（木）～令和8年1月29日（木）正午（必着）
提出方法 様式1に記載の上、「10（2）問い合わせ先」に電子メールで提出すること。
提出書類 参加申請書兼質問書（様式1）
提出部数 1部
回答方法 令和8年2月9日（月）に、参加者全者に対し、電子メールにより回答予定。
なお、質問した事業者名は公表しない。応募状況等の問合せ及び提出書類の確認について一切受け付けない。
(2) その他 本市の回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力をもつ。

7 必要書類の提出

(1) 提出期限 令和8年2月27日（金） 正午（必着）

(2) 提出方法 下記（3）ア～カについてPDF形式等にデータ化し「10（2）問い合わせ先」に電子メールにて提出のこと。なお、下記書類のうちエ・カについて、データ化できない場合は、期限までにFAXか郵送すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式2）

イ 企画提案書 正本、副本の2種類

(ア) 様式

任意様式とする。

ただし、別紙仕様書の内容を踏まえてA4サイズで提案内容を15ページ以内に（表紙・目次を除く）にまとめること。また、表紙及び目次をつけて、各ページの下部にページ番号を付すこと。正本には事業者（会社）名を記載し、副本には事業者名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

(イ) 内容

以下の内容は必ず記載すること。

- a 講座運営の人員体制（講師他スタッフの概ねの経験年数を明記）
- b 運営の流れ（当日のタイムスケジュール）
- c 講座における講話内容
- d 調理実演及び展示・試食の内容
- e 調理体験の内容
- f 使用する媒体
- g 感染症予防対策・安全対策（保険加入等）・緊急時対応

(ウ) その他

企画提案書以外の提案説明資料の添付又は提出は認めない。また企画提案書の提出は1事業者につき1提案とする。

ウ 見積書（任意様式、A4サイズ）

・「見積日、見積有効期限、件名、事業者の名称、所在地、代表者の氏名および連絡

「先」は必ず記載すること。

- ・積算内訳を明記すること。（「一式」は不可）

エ 事業者概要（任意様式、A4 サイズ）

- ・組織体制（所在、名称、連絡先、在籍人数等）
- ・設立の沿革
- ・本業務担当者の主な業務経歴

オ 類似業務実績（過去 3 年分）（任意様式、A4 サイズ）
乳幼児の食（離乳食を含む）に関する事業などの実績件数、実績資料等

カ 法人登記簿謄本（または登記事項全部証明書）（写し可）

8 参加の辞退および参加資格の取り消し

（1）参加の辞退

参加申請後に参加辞退する場合は、速やかに「10（2）問い合わせ先」に申し出ること。

（2）参加資格の取り消し

次のいずれかに該当するときは、プロポーザルへの参加を取り消す。

- ・本要領 4 に定める資格要件を満たさなくなったとき
- ・本要領 7（2）アに虚偽の記載をしたとき

9 選定審査に関する事項

（1）事業者選定審査会

実施時期

令和 8 年 3 月 3 日（火）午前 に神戸市役所内にて実施予定

※開催形式含め応募者に別途連絡

選定方法

ア 事業者選定審査会は、企画提案書および応募者によるプレゼンテーションにもとづき、審査を行う。

イ 選定委員は、以下の選定基準に沿って、50 点満点で評価を行い、各委員の点数の合計点が最も高い応募者を契約候補者とする。なお、合計点を選定委員数で除した点数（平均点）が 30 点に満たないときは、契約をしない。

※評価点審査の結果、合計点が最も高い応募者が複数いる場合は、選定委員で協議の上、契約候補者を選定する。

※提案者が 1 者の場合は、選定審査会において、当該提案者を契約候補者として選定するか、候補者なしとするかを判断する。

（2）選定基準

| 審査項目 | 配点 |
|-----------------------------------------------------------|------|
| 業務遂行体制及び能力 | 15 点 |
| 講座内容の提案 ・講話内容 ・調理の実演内容 ・展示内容 ・試食内容 ・調理体験内容 | 25 点 |
| 見積金額の妥当性 | 5 点 |
| 地元企業加点 | 5 点 |
| 合計点 | 50 点 |

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示するこ
- ト
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

（4）審査結果の通知

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

10 その他

（1）提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 21 階

神戸市健康局保健所保健課

担当 : 梅永・寺井

T E L : 078-322-6512

F A X : 078-322-6052

E-mail : shokuiku.eiyou@city.kobe.lg.jp